

租税特別措置法施行令第四十条の七の六第十七項第四号の規定に基づく山林の経営を行うことを不可能にさせる故障として農林水産大臣が財務大臣と協議して定めるものを定める件（平成 29 年 3 月 31 日農林水産省告示第 511 号）の一部改正について

1 現行制度の概要

- (1) 山林の経営を承継する林業経営相続人の円滑な林業経営の継続を支援するため、山林に係る相続税については、一定の要件の下に納税を猶予する制度が措置されている（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号。以下「法」という。）第 70 条の 6 の 6 第 1 項）。
- (2) 当該制度においては、林業経営相続人が山林の経営の廃止等を行った場合には納税猶予が打ち切られることとなるが（法第 70 条の 6 の 6 第 3 項）、林業経営相続人が租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号。以下「政令」という。）で定める障害、疾病その他の事由により山林の経営を行うことが困難な状態となった場合において、林業経営相続人の推定相続人に山林の全部の経営を委託した時は、納税猶予が継続する特例が措置されている（法第 70 条の 6 の 6 第 6 項及び政令第 40 条の 7 の 6 第 17 項）。
- (3) 政令で定める状態の一つとして、林業経営相続人が山林の経営を行うことを不可能とさせる故障として農林水産大臣が財務大臣と協議して定めるものを有することに至ったことにつき、市町村長の認定を受けていることが規定されており（政令第 40 条の 7 の 6 第 17 項第 4 号）、これを受けて、「租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 6 第 17 項第 4 号の規定に基づく山林の経営を行うことを不可能にさせる故障として農林水産大臣が財務大臣と協議して定めるものを定める件」（平成 29 年 3 月 31 日農林水産省告示第 511 号。以下「告示」という。）が定められている。
- (4) 告示では、山林の経営を行うことを不可能とさせる故障（障害の程度、事由）として、市町村長が認定する際の具体的な基準が定められており、両眼の視力が 0.1 以下のもの、平衡機能の著しい障害、上肢又は下肢の全部又は一部の喪失、一年以上の期間を要する入院、介護老人保健施設への入所などがその対象となっている。

2 改正の内容

令和 7 年度税制改正の大綱において、山林に係る相続税の納税猶予制度における特例山林の経営委託の適用を受けることができる事由に、介護医療院へ入所したことを加えることが示された。これにより、告示で定められている、山林の経営を行うことができなくなる故障として市町村長が認定する事由に、介護保険法第 8 条第 29 項に規定する介護医療院への入所を追加する。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日